福島県教育委員会平成25年11月定例会会議抄録

1 日 時

2 場 所

3 出 席 委 員

4 議事内容及び経過

- (1) 開 会
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 会 期 の 決 定
- (4) 記録係の指名
- (5) 教育長提案理由説明

平成25年11月22日(金) 午後3時00分

教育委員室(県庁西庁舎9階)

小野委員長、1番 高橋委員、2番 境野委員、3番 蜂須賀委員、4番 佐藤委員

午後3時00分、委員長から11月定例会の開会が告げられた。

委員長から、高橋委員、境野委員が会議録署名委員として指名された。

委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議 なく決定した。

委員長から大竹主事が指名された。

委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。

教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。

(説明概要)

議案第1号は、平成25年度12月補正予算案のうち教育委員会関係部分について諮るもの。

議案第2号から議案第4号は、福島県立美術館条例、福島県立博物館条例及び福島県自然の 家条例の一部を改正する条例案について諮るもの。

議案第5号から議案第7号は、福島高等学校災害復旧工事、勿来工業高校校舎改築工事及び いわき総合高等学校災害復旧工事に係る工事請負契約の一部変更案について諮るもの。

議案第8号は、福島県相馬海浜自然の家職員の交通事故に係る損害賠償の額及び和解案について諮るもの。

議案第9号及び議案第10号は、中学生・高校生の国際理解・国際交流論文朝河貫一賞及び

科学・技術研究論文野口英世賞の受賞者を決定しようとするもの。

議案第11号は、市町村公立学校長の人事について、教育長臨時代理により処理したことの 承認を求めるもの。

議案第12号は、市町村公立学校長の人事異動について決定し、発令しようとするもの。

議案第13号から議案第15号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分 を行おうとするもの。

報告第1号及び報告第2号は、市町村立学校教職員及び県立学校教職員の平成25年度勤務 評定の結果について報告するもの。

報告第3号は、教職員等による不適切な行為に関する実態調査について報告するもの。

報告第4号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第1号以降のすべての議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。

これ以降の審議については、決定されたとおり非公開とされた。

委員長が、平成25年10月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

福島県公立学校教員の懲戒処分について (議案第13号)、職員課長より職場内秩序紊乱及び信用失墜行為に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について(議案第14号)、職員課長より体罰に係る

(6) 会議の非公開

(7) 前回会議録の承認

(8) 議 案 審 議 議 案 第 1 3 号

議 案 第 1 4 号

議 案 第 1 5 号 議案第 1 号 議 案 第 8 号 議 案 第 2 号 議 案 第 4 号 議案第 5 号 議案第 7 号 議 案 第 9 号 議 案 第 1 0 号

議案第11号

議 案 第 1 2 号

処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について (議案第15号)、職員課長より体罰に係る 処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

平成25年度12月補正予算案(教育委員会関係部分)について(議案第1号)財務課長より、損害賠償の額の決定及び和解案について(議案第8号)社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

福島県立美術館条例(議案第2号)、福島県立博物館条例(議案第3号)及び福島県自然の家条例(議案第4号)の一部を改正する条例案について、社会教育課長より説明があり、全員 異議なく原案のとおり可決した。

福島高等学校災害復旧(校舎改築・建築)工事(議案第5号)、勿来工業高校校舎改築(建築)工事(議案第6号)及びいわき総合高等学校災害復旧(校舎改築・建築)工事(議案第7号)に係る工事請負契約の一部変更案について、施設財産室長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

平成25年度中学生・高校生の国際理解・国際交流論文朝河貫一賞の受賞者について(議案第9号)義務教育課長より、平成25年度中学生・高校生の科学・技術研究論文野口英世賞の受賞者について(議案第10号)高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

教育長臨時代理による処理の承認について(市町村公立学校長の人事について)(議案第11号)及び市町村公立学校長の人事について(議案第12号)、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。

(9) 報 告 事 項 報 告 第 1 号 報 告 第 2 号 報 告 第 3 号

報 告 第 4 号

- (10) 次 回 の 日 程
- (11) 閉 会

平成25年度福島県市町村立学校教職員の勤務評定について(報告第1号)義務教育課長より、平成25年度福島県立学校教職員の勤務評定について(報告第2号)高校教育課長及び特別支援教育課長より説明があり、了承した。

教職員等による不適切な行為に関する実態調査について (報告第3号)、職員課長より説明があり、了承した。

訓告処分等について (報告第4号)、職員課長より説明があり、了承した。

平成25年12月19日(木)午後1時30分に定例会を開会することが決定された。

午後5時50分閉会となった。